

福島復興再生特別措置法

重点推進計画 (案)

目 次

| | |
|---|----|
| 第一章 総論 | 1 |
| 1 趣旨 | 1 |
| 2 基本的事項 | 1 |
| 3 計画期間 | 2 |
| 4 計画の見直し | 2 |
| 第二章 重点推進事業 | 3 |
| 1 再生可能エネルギー源の利用に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組 | 3 |
| (1) 現状と課題 | 3 |
| (2) 目標 | 4 |
| (3) 区域 | 4 |
| (4) 取組の内容 | 4 |
| ○ 再生可能エネルギーに関する人材育成 | 4 |
| ○ 再生可能エネルギー関連産業のネットワークの形成 | 4 |
| ○ 福島再生可能エネルギー研究開発拠点によるエネルギー新技術の開発 | 4 |
| ○ 再生可能エネルギーに関する次世代技術の開発 | 5 |
| ○ 産学官連携による地域イノベーションの創出 | 5 |
| ○ バイオマスなど再生可能資源の効果的な活用 | 5 |
| ○ 浮体式洋上風力発電実証研究事業を踏まえた拠点の形成 | 6 |
| ○ スマートコミュニティの構築 | 6 |
| ○ 先進的な住宅用太陽光発電の高度普及に係る実証モデル事業の実施 | 6 |
| ○ 再生可能エネルギー関連産業に係る展示会の開催等 | 6 |
| ○ 再生可能エネルギー関連産業推進研究会の場等を活用したセミナー等の実施 | 6 |
| ○ 住宅用太陽光発電施設の導入促進 | 7 |
| ○ 再生可能エネルギー発電導入の促進 | 7 |
| ○ 地域の防災拠点等への再生可能エネルギーの導入 | 7 |
| ○ 再生可能エネルギー推進組織の設立 | 7 |
| ○ 再生可能エネルギー先駆けの地ファンドの実現 | 7 |
| ○ 再生可能エネルギーを見て触れて理解できる機会の拡大 | 7 |
| ○ 市民交流型の再生可能エネルギー導入促進 | 8 |
| ○ 原子力被災地域における再生可能エネルギー事業の推進 | 8 |
| (5) 事業実施により見込まれる効果 | 8 |
| 2 医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組 | 9 |
| (1) 現状と課題 | 9 |
| (2) 目標 | 10 |
| (3) 区域 | 10 |
| (4) 取組の内容 | 11 |
| ○ 県内ものづくり企業・医療機関等が連携した医療機器・ロボット等の開発・実証 | 11 |
| ○ 国際的な先端医療機器の実証研究 | 11 |
| ○ 革新的な医療機器の開発実証 | 11 |
| ○ 医療機器ニーズ等の情報提供や人材育成 | 11 |
| ○ 本県医療福祉機器の国内外への販路拡大 | 11 |
| ○ 医療機器関連産業支援拠点（福島県医療機器開発・安全性評価センター（仮称））の整備による医療機器開発支援 | 11 |
| ○ 福島県立医科大学における医薬品開発支援拠点の整備 | 12 |
| ○ 福島県立医科大学における放射線医学・最先端診療拠点の整備 | 12 |

| | |
|---|----|
| (5) 事業実施により見込まれる効果 | 13 |
| 3 その他先導的な施策への取組 | 14 |
| 3-1 福島県環境創造センター（仮称）の整備・運営 | 14 |
| (1) 現状と課題 | 14 |
| (2) 目標 | 14 |
| (3) 区域 | 14 |
| (4) 取組の内容 | 14 |
| ○ 福島県環境創造センター（仮称）の整備・運営 | 14 |
| ○ 国際原子力機関（IAEA）との協力プロジェクトの実施 | 14 |
| (5) 事業実施により見込まれる効果 | 15 |
| 3-2 農林水産業の再生に向けた取組と「浜地域農業再生研究センター（仮称）」の整備・運営等 | 15 |
| (1) 現状と課題 | 15 |
| (2) 目標 | 15 |
| (3) 区域 | 15 |
| (4) 取組の内容 | 15 |
| ○ 福島県浜地域農業再生研究センター（仮称）の整備・運営等 | 15 |
| (5) 事業実施より見込まれる効果 | 16 |
| 3-3 世界最先端の情報通信技術研究の推進及び産学官共同の取組 | 16 |
| (1) 現状と課題 | 16 |
| (2) 目標 | 17 |
| (3) 区域 | 17 |
| (4) 取組の内容 | 17 |
| ○ 会津大学における復興支援センターの設置 | 17 |
| ○ 「会津産学コンソーシアム（仮称）」の設置 | 17 |
| ○ 会津大学における復興に係る研究・開発・実証の実施 | 17 |
| ○ 情報通信関連産業やデータセンター等の集積 | 18 |
| (5) 事業実施により見込まれる効果 | 18 |
| 第三章 重点推進計画の迅速かつ確実な実施を確保等するための措置等 | 19 |
| 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の工場用地の無償譲渡 | 19 |
| (1) 概要 | 19 |
| (2) 当該措置により見込まれる効果 | 19 |
| 2 企業の立地の促進等のための施策 | 19 |
| 2-1 ふくしま産業復興投資促進特区及び企業立地補助金の活用による企業誘致の推進 | 19 |
| (1) 概要 | 19 |
| (2) 当該措置により見込まれる効果 | 20 |
| 2-2 工業団地等整備支援事業 | 20 |
| (1) 概要 | 20 |
| (2) 当該措置により見込まれる効果 | 20 |
| 2-3 産業人材の育成 | 20 |
| (1) 概要 | 20 |
| (2) 当該措置により見込まれる効果 | 21 |
| 2-4 ソーシャルビジネスの創出促進 | 21 |
| (1) 概要 | 21 |
| (2) 当該措置により見込まれる効果 | 21 |
| 【添付資料】関係市町村長の意見の概要 | 22 |

福島復興再生特別措置法 重点推進計画

第一章 総論

1 趣旨

- 平成23（2011）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害からほぼ2年が経過したが、原子力災害は今なお収束せず、今なお15万人の福島県民がふるさとを離れ、県内はもとより、全国各地で厳しい避難生活を余儀なくされている。
- 避難生活を送る県民が一日も早くふるさとに戻り、全ての県民が安全・安心な生活を取り戻すとともに、本県の社会経済を再生させるためには、身近な生活空間を始め、農地、森林など県土の徹底した除染や県民の長期的な健康管理、あらゆる産業の復興・再生を進めるとともに、新たな時代をリードする産業を創出し、さらには雇用の拡大を図ることが重要である。
- 本県では、震災からの復興を図るため、平成23年8月に「福島県復興ビジョン」を、同年12月に「福島県復興計画（第1次）」¹を策定した。福島県復興計画においては、復興へ向けた重点プロジェクトとして、「再生可能エネルギー推進プロジェクト」や「医療関連産業集積プロジェクト」を定め、これらのプロジェクトを通じて産業の創出を図ることとしている。
- 一方、国においては、平成23年7月の「東日本大震災からの復興基本方針」において、原子力災害からの復興のため、福島県への医療産業の拠点整備、再生可能エネルギーの拠点整備、政府系研究機関の関連部門等の設置等の促進を図ることが盛り込まれている。さらに、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図るため、平成24年3月に福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）を公布、施行した。また、同年7月には、法第5条第1項に基づき、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るため、福島復興再生基本方針（以下「基本方針」という。）が定められたところである。
- 重点推進計画（以下「本計画」という。）は、福島県復興計画に基づく重点プロジェクトを具現化し、新産業の創出を強力に推進するため、法第58条第1項に基づき、基本方針に即して、福島県知事が作成する計画であり、再生可能エネルギー、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じて、新たな産業の創出や産業の国際競争力の強化のために重点的に推進すべき内容を定めるものである。

2 基本的事項

- 本計画は、法第58条第1項に基づき、基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関して策定する計画である。
- 「福島県復興ビジョン」及び「福島県復興計画」の基本理念や復興へ向けた重点プロジェクトを具現化するとともに、地域の実情に配慮し、市町村の意見を踏まえたものである。
- 国が平成24年9月4日に公表した「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針」（グランドデザイン）や「原子力発電所の

¹ 平成24年12月28日付けで福島県復興計画（第2次）が策定された。

事故による避難地域に係る帰還支援及び地域再生のための農林水産業再生プラン」(農林水産業再生プラン)、「原子力発電所の事故による避難地域に係る帰還支援及び地域再生のための産業振興・雇用促進プラン」(産業振興・雇用促進プラン)との整合性を図る。

- 法第7条第1項の規定に基づき、福島県知事の申出に基づき内閣総理大臣が定める「避難解除等区域復興再生計画」との整合性を図る。
- 「福島県総合計画」及びその部門別計画である「福島県商工業振興基本計画」等との整合性を図る。
- その他、再生可能エネルギーの導入推進に当たって定める「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン(平成24年3月改訂版)」など、各施策の推進に当たり県が定める構想、計画、方針等との整合性を図る。

3 計画期間

本計画の期間は、平成25年度から平成27年度までとする。

4 計画の見直し

毎年度の予算措置等によって再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組内容の充実があったとき等には、法第59条において準用される東日本大震災復興特別区域法第6条第1項に基づき、福島県知事は、内閣総理大臣の認定を受け、本計画の変更を行うこととする。

第二章 重点推進事業

1 再生可能エネルギー²源の利用に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組

(1) 現状と課題

- 本県は、再生可能エネルギーを生み出す豊富な資源に恵まれ、とりわけ太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス³発電・バイオマス熱利用の可採量が大きい（895万kl/年）。⁴
- 各地域の特性
 - 会津地方：豊かな自然環境を有し、特に小水力（13万kl/年）、地熱（32万kl/年）、陸上風力、雪氷熱の可採量が多い。
 - 中通り：世帯数や低未利用地の面積から太陽光発電・太陽熱利用（87万kl/年）が多い。
 - 浜通り：太平洋に面しており風力発電の可採量（341万kl/年）が飛びぬけて大きく、また、太陽光発電・太陽熱利用のエネルギー密度が高い。特に、長い日照時間を生かした太陽光発電、太陽熱利用の導入が期待できるほか、長い海岸線や沖合いの海域を生かした洋上風力発電の導入についても大きな可能性がある。
- 本県では、これまで、只見川流域を始めとする水力発電所の立地が進んだ結果、2009年度実績で、原油換算で約200万klのエネルギーが再生可能エネルギーで賄われている。県内の一次エネルギー⁵供給に占めるその割合は、既に20%に達している。
- 「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン（平成24年3月改訂版）」では、これを2020年度には約40%、2030年度には約60%にすることを目標としており、その延長線として、2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指すこととしている。
- 一方、再生可能エネルギーの導入に当たっては、原子力発電所事故による放射性物質の汚染や住民の長期避難等のため、利用困難となる土地が多く発生する恐れがあることや、避難住民の帰還状況によっては、有効活用されない土地が拡大する恐れがあることを踏まえ、再生可能エネルギー施設等の設置により、これらの土地を有効活用する必要がある。
- 平成24年7月に固定価格買取制度が開始となったが、再生可能エネルギー電気の供給者の利潤に特に配慮されている期間は法施行後3年間である。本県の原子力災害による避難地域においては、立入りが制限されている等の理由により、再生可能エネルギー事業用地として好都合な土地があっても有効活用することが困難であり、これまでのところ同制度の利用がそれほど進んでいない。
- 再生可能エネルギー関連産業については、本県のものづくりがこれまで培ってきた技術があるものの、その集積を進めるためには、更なる技術革新や企業が魅力を感じる大きな市場の形成が課題となっている。
例えば、太陽光発電については、本県には、元来、太陽電池部材の生産工場や、

² 再生可能エネルギー：自然プロセス由来で絶えず補給される太陽、風力、バイオマス、地熱、水力等から生成されるエネルギー。

³ バイオマス：動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの。

⁴ 出典：「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン（平成24年3月改訂版）」

⁵ 1次エネルギー：石炭や石油、天然ガス、水力などのように、自然界にあるままの形状で得られるエネルギーのこと。これに対し、ガソリンや電気など使いやすく加工されたエネルギーを2次エネルギーという。

多くの半導体⁶関連企業が存在し、関連産業育成の素地がある一方、コスト面における中国を始めとした外国との競争が激化している。また、風力発電については、本県に大きな市場が形成されておらず、ブレード、タワー、浮体の基礎などの重厚長大な機器を製造する工場の集積も進んでいない。

- さらに、関連産業の育成に当たって欠かせない、専門家となる人材の育成も課題である。

(2) 目標

- 設備の製造から施工、保守に至るまで幅広い分野における国内外の企業や世界最先端の研究機関が立地する一大集積地の実現
- 2040年頃を目途に県内エネルギー需要の100%に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで産出

(3) 区域

- 上記「(1) 現状と課題」に記載した県内各地域の再生可能エネルギー資源の賦存状況や、県内市町村、企業や研究機関等の自主性、震災及び原子力事故による被害等の状況等を最大限考慮しつつ、適切な区域において、効果的な事業の推進を行う。

(4) 取組の内容

(人材育成)

○ 再生可能エネルギーに関する人材育成

県は、テクノアカデミー会津において、太陽光発電設備施工技術に係る人材育成を実施するとともに、福島工業高等専門学校や専修学校等では国の事業を活用した人材育成事業を展開するほか、県内各大学においても再生可能エネルギーに関する人材を育成する。

(ネットワークの形成)

○ 再生可能エネルギー関連産業のネットワークの形成

国や県及び関係団体が実施する再生可能エネルギー関連産業の集積・育成に関する事業の情報の共有や事業の方向性の検討、進捗状況の把握を目的とし、県は関係団体等による再生可能エネルギー関連産業集積推進協議会を運営するとともに、県内外の企業、大学等を会員とした再生可能エネルギー関連産業推進研究会を運営し、ネットワークの形成、共同研究の検討など、本県における再生可能エネルギー関連産業集積に向けた情報の共有、発信を行う。

(研究開発・技術支援)

○ 福島再生可能エネルギー研究開発拠点によるエネルギー新技術の開発

独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）が平成25年度までに郡山市に研究開発拠点を整備し、太陽光発電、風力発電、地中熱利用等に関する研究開発を行うこととしている。

また、国が革新的エネルギー研究開発拠点を形成するため、東京工業大学の小

⁶ 半導体：電気を通しやすい「導体」と電気を通さない「絶縁体」との中間の性質を持つ物質。代表的なものとしてシリコンがあり、半導体製品の多くがシリコンを主原料としている。

長井教授を中心として、平成28年度までの5年間、産総研の研究開発拠点において、超高効率ナノワイヤ⁷太陽電池の開発を推進することとしている。

県はこれらの研究との連携を図り、県ハイテクプラザや県再生可能エネルギー関連産業推進研究会を通じて、県内企業の人材の育成や技術情報の提供を行うとともに、企業や大学の技術開発や製品開発等の研究に対する支援を行っていく。

○ 再生可能エネルギーに関する次世代技術の開発

福島県内での再生可能エネルギーに関する技術の高度化を図るため、県は、国からの予算措置により、福島県内の民間企業等が再生可能エネルギーに関する次世代技術に係る研究開発を実施することを支援し、日本における再生可能エネルギー研究開発をリードする。

また、県は、産学官連携グループによる、食品廃棄物等からメタンガスを生成し、さらにそれを水素燃料とする、クリーンかつ小型で効率的なバイオマスガス発電装置の開発を支援するとともに、初期投資の少ない浅部地中熱抽出システムと熱交換比率の高いヒートポンプシステムの研究開発を支援する。

○ 産学官連携による地域イノベーション⁸の創出

再生可能エネルギー関連産業の集積や住民が安心して生活できるスマートコミュニティ⁹の導入を促進するため、国の地域イノベーション戦略支援プログラムを活用し、公益財団法人福島県産業振興センターや福島大学等の地域の産学官が連携しながら、次世代太陽電池や災害に強いエネルギー自立・自然共生システム基盤技術などの研究開発を進めるとともに、再生可能エネルギーに関する人材育成を実施する。

○ バイオマスなど再生可能資源の効果的な活用

避難指示区域など食用作物の生産に不安を抱える地域において、資源作物等を栽培しエネルギー利用するなどの検討をするため、県は、福島県バイオマス活用検討委員会を設置し推進方針を検討する。

さらに、県は民間事業者や市町村が行う間伐材等木質バイオマスを燃料とした発電や熱源供給の導入を促進し、森林資源の有効活用を促進することにより、林業・木材産業の振興を図る。

加えて、農業水利施設を利用した小水力発電については、農業農村整備事業において、これまで整備した施設への小水力発電導入の可能性の有無について、県や市町村、土地改良区等が調査・検討を行い、導入を推進する。

(実証試験)

⁷ ナノワイヤ：ナノはナノテクノロジー（nanotechnology）のことであり、物質をナノメートル（1nm＝10⁻⁹m）の領域、すなわち原子や分子のスケールにおいて、自在に制御する技術。

ナノワイヤとしては、金属ナノ細線（金、銅、ニッケル、コバルト等）、半導体ナノ細線（硫化カドミウム等）、高分子ナノ細線（カーボンナノチューブ、ポリマー等）などが挙げられる。

⁸ イノベーション：科学的発見や技術的発明を洞察力と融合し発展させ、新たな社会的価値や経済的価値を生み出すこと。

⁹ スマートコミュニティ：再生可能エネルギーを、住宅やビル、交通、ライフスタイル転換など一連の社会システムとして、効率的に活用する社会。

○ 浮体式洋上風力発電実証研究事業を踏まえた拠点の形成

国は漁業関係者等の理解のもと、「浮体式洋上風力発電実証研究事業」により、平成27年度までに浮体式洋上風力の安全性、信頼性、経済性等を検証し、発電技術の開発などを行う。

実証研究の実施に当たっては、必要となる港湾地耐力強化、地域や地域住民との共生を目指した新たな事業モデル実施のための調査などについても行うこととしており、この取組を基に、本県では、福島発の洋上風力発電技術の国際標準を先導するような洋上風力発電の研究開発、試験活動の拠点を形成し、風力発電関連産業の集積を目指す。

○ スマートコミュニティの構築

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった本県の豊富な再生可能エネルギー資源を活用し、被災地の復興と地域に適応した災害時のエネルギー需給体制の確立、再生可能エネルギーの地産地消のため、県は、市町村におけるスマートコミュニティの構築を促進する。

国は、ICT（情報通信技術）を活用し地域単位で需給一体となったエネルギー管理を行うスマートコミュニティ構築に向け、可能性調査や計画作成、設備導入に対する補助などを実施している。

このことから、本県では、取組が先行している会津若松市に加え、可能性調査に取り組む市町村を中心に、これらの補助制度の活用によるスマートコミュニティの構築を促していく。

○ 先進的な住宅用太陽光発電の高度普及に係る実証モデル事業の実施

国は、福島県において、民間企業、市町村、民間非営利団体等のノウハウを取り入れながら、太陽光発電の新たな普及モデルとなり得る先進的な事業を実施し、その有効性を検証することにより、自立的に太陽光発電の普及が促進される仕組みづくりを進める。

県は、この実証事業の成果を生かし、太陽光発電の更なる普及促進に繋がる先進的な導入モデルを構築し、再生可能エネルギーの飛躍的推進を図る。

（取引拡大・情報発信）

○ 再生可能エネルギー関連産業に係る展示会の開催等

再生可能エネルギーに係るビジネスマッチング¹⁰を通じて、県内企業の販路開拓を支援するため、県は公益財団法人福島県産業振興センターと連携し、国の支援を受けながら、再生可能エネルギー関連産業に係る展示会を開催し、県内企業の新規参入を促進するとともに県内企業の技術力等について情報発信を行う。

（海外展開）

○ 再生可能エネルギー関連産業推進研究会の場等を活用したセミナー等の実施

県は、本県と欧州との間に築いた協力関係の下、再生可能エネルギー関連産業推進研究会等において、欧州企業の優れた技術を紹介するセミナーを開催するとともに、欧州の企業や研究機関と県内企業との共同研究や情報交換を促進する。

¹⁰ ビジネスマッチング：（資金や人材、製造先・販売先等の取引先といった）自社の不足資源を得るための出会いの場を提供するもの。

(導入推進)

○ 住宅用太陽光発電施設の導入促進

県は、住民に最も身近で設置需要の増加がみられる住宅用太陽光発電施設について、導入補助事業の継続的かつ効果的な実施を通じて、更なる普及拡大と県民の節電・環境意識の向上を図るとともに、発電設備設置工事を担う県内企業への受注拡大等による県内復興、地域経済の活性化に繋げる。

○ 再生可能エネルギー発電導入の促進

国は被災地（岩手、宮城、福島等）を対象とした太陽光発電設備、風力発電設備などの再生可能エネルギーの設備の導入や、その設備に附帯する蓄電池等の導入に対する補助を実施している。

本県では、本制度の県内企業等への周知を進め、固定価格買取制度の活用を含め、再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

○ 地域の防災拠点等への再生可能エネルギーの導入

東北地方太平洋沖地震発生後、地域によっては停電により災害対策本部や避難所の立ち上げに支障を生じた。

このことから、県は防災拠点における自立・分散型エネルギーの確保を図るため、国の地域環境保全対策費補助金を福島県地球温暖化対策等推進基金へ受け入れ、県内各地の防災拠点となり得る公共又は民間の施設へ再生可能エネルギーや蓄電池を導入する地方自治体及び民間事業者に対し補助する。

○ 再生可能エネルギー推進組織の設立

本県が再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくりを進めるに当たっては、県内の多様な地域の資源や特性を最大限生かしながら、地域主導による再生可能エネルギーの事業化を推進していく必要がある。

このため、県では、「福島県再生可能エネルギー推進センター」を立ち上げ、産学民官の協働により、再生可能エネルギー事業への新規参入等を計画している企業・民間団体等に対する各種相談、事業性の検証、人材育成等の支援を行うとともに、再生可能エネルギーの推進を図る地域協議会が県内各地で設立されるよう支援する。

○ 再生可能エネルギー先駆けの地ファンド¹¹の実現

再生可能エネルギーの推進に当たっては、地域の資金を地域で循環させ、そこで得られる利益を地域に還元することが必要となる。そこで、県は県民や地元企業、地元金融機関等とともにファンドを実現することにより、事業者の資金調達を容易にするとともに、より多くの県民などが再生可能エネルギーとの関わりを深め、その利益を享受し、本県復興の支援に繋がる機会となるような仕組みを構築する。

○ 再生可能エネルギーを見て触れて理解できる機会の拡大

再生可能エネルギーの飛躍的推進を実現するためには、県民や市町村、民間団

¹¹ ファンド：投資家から集めた資金を目的に沿った対象に投資し、配当や収益を分配する仕組み。

体等の連携・協力が不可欠である。

このことから、県は県民の再生可能エネルギーに対する理解を得るとともに関心を一層深めるため、展示施設を設置し、県内の主な発電施設や今後再生可能エネルギーの導入が見込まれる施設の協力を得ながら、再生可能エネルギーを見て触れて理解できる機会を提供する。

○ 市民交流型の再生可能エネルギー導入促進

県内における民間企業や公共施設による再生可能エネルギーの取組を一層推進するため、県は、国からの支援を受けて、県民が再生可能エネルギー発電を体験できるような設備の設置、自由に立ち入れる見学スペースの設置等を行う民間事業者等を支援するとともに、公共施設等が再生可能エネルギー発電及び附帯設備としての蓄電池を導入する場合に支援を行う。

○ 原子力被災地域における再生可能エネルギー事業の推進

原子力発電事故により放射性物質に汚染された土地については、立入りの制限等により事業活動が制限され、有効活用できない土地がある。

県は、こうした土地の有効活用による大規模太陽光発電施設を始めとする再生可能エネルギーの事業化を関係機関の連携と協力関係を深めながら推進することにより、被災地域の復興をけん引するとともに再生可能エネルギーの飛躍的な導入拡大に繋げる。

(5) 事業実施により見込まれる効果

- 再生可能エネルギーの分野においては、産総研が郡山市に整備する研究開発拠点における革新的ナノワイヤ太陽電池等の各種研究開発や、洋上風力発電に関する実証研究事業における研究開発との連携を図りながら、県が県内企業等の研究開発、製品開発の取組支援を行うことにより、県内企業に世界トップクラスの技術移転が促進されるとともに関連産業の育成が図られ、新たなビジネスチャンスが生まれることとなる。
- また、スマートコミュニティの構築や防災拠点の整備等、各種再生可能エネルギーの導入拡大が進み、県内の需要に応じた関連産業の立地促進や事業の拡大により、産業集積が進むことが期待される。
- 「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン（平成24年3月改訂版）」の掲げる目標に向けて、福島県の豊富で多様な再生可能エネルギー源の賦存状況や東日本大震災及び原子力発電所事故後の状況など、それぞれの地域の実情に応じた地域主導による事業化が県内各地で実現され、全県的な再生可能エネルギーの大量導入が図られる。

2 医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組

(1) 現状と課題

(医療機器関連)

- 本県の医療機器関連産業は、オリンパスメディカルシステムズ（株）の生産拠点など 50 を超える医療機器製造業者（許可業者）が、全県域で操業しており、医療機器生産金額が 976 億円で全国第 5 位¹²、医療用機械器具の部品等生産金額が 124 億円で全国第 1 位¹³であるなど、集積が進んでいる。
- また、福島県立医科大学を中心に日本大学工学部、福島大学、会津大学が連携し、革新的な医療機器の開発が進められているなど、産学官連携による医療機器の開発とその事業化が定着しているとともに、郡山市、会津若松市においても、県と連携し、当分野への新規参入と企業誘致を目指した取組を開始。
- しかし、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、県内全域において製造拠点や従業員を失うなど、大きな被害を受けた。
- 復興に向けて、平成 23 年 8 月には当該分野に係る地域イノベーション戦略を策定し、国から当該国際競争力地域に選定されるとともに、同年 12 月に策定した福島県復興計画（第 1 次）において、12 の重点プロジェクトの一つとして医療関連産業の集積に取り組むこととしているものの、今後、当該分野の産業復興を果たすためには、県内ものづくり企業の新規参入と県外からの企業立地を一層促進することが重要である。
- 医療機器関連産業分野は、薬事法を始めとした各種法律等により研究開発から事業化まで幅広く規制があり、他の産業分野に比べ参入障壁が高い。各種規制に対応する知識、経験の無いものづくり企業が、この分野に新規参入するためには、これらについて一体的な支援をすることが重要である。
- また、同じ医療機器の中でも、診断機器分野では、国内企業シェアは高いものの、市場規模はそれほど大きくない。一方、治療機器分野では、市場規模は大きいものの輸入比率が 80~100% と非常に高い。
日本の国際競争力の低さは深刻な課題になっており、医療機器市場全体の貿易収支は長年輸入超過で推移。平成 21 年は約 6,000 億円の貿易赤字。
- 国は、当該分野の国際競争力を強化するため、平成 24 年 6 月に「医療イノベーション 5 か年戦略」を策定したところであり、国内医療機器メーカーも、治療機器分野への進出と製品の輸出強化に取り組んでいる。
- 県外企業の本県進出を促進するためには、これらに対して本県が適切な支援をすることが重要である。

(医薬品関連)

- 福島県は医薬品生産額で全国第 20 位程度。近年生産額も横ばい状況にある。
- 創薬については、がんや生活習慣病等に対応する新薬が求められていることを背景に、近年のバイオテクノロジー¹⁴技術の導入により、がん等の特定疾患に関連

¹² 平成 23 年薬事工業生産動態統計年報（厚生労働省）

¹³ 平成 22 年度工業統計調査（経済産業省）

¹⁴ バイオテクノロジー：生物の営みを利用して人類に有用な物質を生産したり、環境整備や計測に応用する技術。生物機能の原理を細胞レベルや遺伝子レベルまで掘り下げて解析し、時として工学的操作や改変を加えて応用する技術を指すことが多い。農業、畜産、林業、水産、医薬品工業などで広く用いられている。

する遺伝子やたんぱく質を特定し、これらをターゲットとした科学・生物学的アプローチによるゲノム創薬¹⁵等の開発が進展している。

- 福島県立医科大学では、これまで、がんの診断治療に有効な遺伝子マーカーセット、創薬標的遺伝子をはじめ臨床情報や解析情報等を製薬企業へ開示（橋渡し）してきた。
- 平成23年度からは独立行政法人科学技術振興機構（JST）地域産学官共同研究拠点である「ふくしま医療-産業リエゾン支援拠点」において、開発医薬品の評価実験系として、新規培養細胞及び担がん動物を開発している。また開放型の研究施設であるオープンスペースラボ¹⁶を活用し、研究者が創薬支援に取り組んでいる。
- これらにより、福島県立医科大学では、新規抗がん剤の標的候補となる19遺伝子を製薬企業へ橋渡しするとともに、特許出願7件等の実績を積み上げてきており、検体数も着実に蓄積しているところである。
- 一方、国内の医薬品市場は頭打ち状態にある中、輸入額が増加傾向にあり、海外製薬企業との競争が激化。
- 製薬企業の研究開発費は年々増加しており、創薬への投資負担が重くなっている。
- 本県の特産品を活用した、漢方原料の利用拡大が期待されている。

（放射線医学・最先端診療関連）

- 多くの県民が東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線による健康影響の不安を抱えて生活している。

（2）目標

（医療機器関連）

- 医療福祉機器関連産業における一大拠点の実現
- 研究開発拠点の形成による国際的医療機器開発の実証研究による関連産業育成

（医薬品関連）

- 医薬品・診断薬・検査試薬に係るベンチャー企業¹⁷を含む新規産業の担い手（事業体）の創出及び関連企業等の育成・集積
- 福島県内における最先端のがん治療、診断の実施による県民の健康の維持増進

（放射線医学・最先端診療関連）

- 県民健康管理調査、疾病の早期診断、最先端治療等の実施による県民の健康の維持増進

（3）区域

- 上記「（1）現状と課題」に記載した県内各地域の関連産業集積の状況や県内市町村、企業や研究機関等の自主性、震災被害等の状況等を最大限考慮しつつ、適切な区域において、効果的な事業の推進を行う。

¹⁵ ゲノム創薬：ゲノムとは遺伝子情報。遺伝子情報を基に効果の高い薬剤を効率よく設計する創薬。

¹⁶ オープンスペースラボ：企業や大学の研究開発に利用してもらうために、貸し出す研究スペース。

¹⁷ ベンチャー企業：新製品、新技術を創り出すことで創造的に事業を展開する企業のことであり、ベンチャーと略されることもある。

(4) 取組の内容

(医療機器関連)

○ 県内ものづくり企業・医療機関等が連携した医療機器・ロボット等の開発・実証

県は、県内に医療福祉機器関連産業の集積を促進するため、福島県原子力災害等復興基金等を活用し、肘、膝用の運動機能回復装置、非接触の超音波眼圧計などの医療機器・医療ロボット等の研究開発及び実証試験を行う県内のものづくり企業を支援する。

○ 国際的な先端医療機器の実証研究

世界でも類を見ない国際的な先端医療機器の開発を進めるため、県は、福島県原子力災害等復興基金を活用し、世界初のホウ素中性子捕捉療法 (BNCT)¹⁸によるがん治療機器の開発・実証を行う県内医療機関等を支援する。

また、患者の生活の質の向上を目指し、より低侵襲な手術の実現や地方の中小医療機関への手術支援ロボットの導入を促進するため、県は、安全で的確な手術を支援するロボットの開発及び治験等の実証試験を行う事業者等を支援する。

○ 革新的な医療機器の開発実証

県は、福島県原子力災害等復興基金等を活用し、胃がん検診受診率向上に向けたカプセル内視鏡¹⁹や、次世代内視鏡下手術に用いる自由度の高い鉗子、従来よりも速やかに骨欠損部の骨再生や自己組織化が可能な骨補填材など、医療現場の医師のニーズに基づいたこれまでにない革新的な医療機器を開発・実証する県内の医療機関を支援する。

○ 医療機器ニーズ等の情報提供や人材育成

医療機器産業への新規参入を促進するため、製造業許可の取得如何に関わらず本県のものづくり企業に対して、県は、医療機器ニーズや関係法令に関する情報提供、薬事法に関する個別のコンサルティングを実施するとともに、参入に意欲的な企業に対しては医療機器開発に必要な人材の育成を行う。

○ 本県医療福祉機器の国内外への販路拡大

県は、県内の企業群と国内外の医療機器メーカーのビジネス交流を促進するとともに、本県の医療機器関連産業について情報発信していくために、県内において展示会を開催するとともに、ドイツとの地域間交流や同国で行われる世界最大の医療機器展示会への出展、韓国との地域間交流等を推進する。

○ 医療機器関連産業支援拠点(福島県医療機器開発・安全性評価センター(仮称))の整備による医療機器開発支援

県は、国の補助を受けながら、郡山市に福島県医療機器開発・安全性評価センター(仮称)を整備し、医療機器関連産業分野に新規参入するものづくり企業、

¹⁸ ホウ素中性子補足療法 (BNCT) : BNCT は、Boron Neutron Capture Therapy の略。エネルギーの低い熱中性子線のがん組織に照射し、予めがん組織に取り込ませたホウ素化合物の反応を利用してがん細胞をピンポイントで破壊する、身体への負担が少ない最先端の放射線がん治療法。

¹⁹ カプセル内視鏡 : 内服薬のようなカプセルの形をした内視鏡。

医療機器及び同部品製造業、医療機器の研究に携わる大学、研究機関、学術団体等に対する支援を行う。

センターにおいては、次に掲げるとおり、国内初の大動物を用いた医療機器の安全性評価などを実施し、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援をしていくこととする。

- ア 医療機器の安全性評価（電気等安全確認、動物実験等）
- イ 医療機器のニーズや関係法令に関する情報提供
- ウ 薬事法に関する個別コンサルティング（海外も含む）
- エ 医療機器開発への支援
- オ 販路開拓への支援（海外も含む）
- カ 医療機器開発に必要な人材の育成
- キ 医療人の手技トレーニング

なお、「ウ 薬事法に関する個別コンサルティング」については、県内全域の製造業者等を対象として、ふくしま医療関連産業復興特区の医療機器製造販売業等促進事業²⁰と密接に連携しながら、効果的に実施する。また、県内事業を中心としつつ、全国の関連企業も利用可能とする。

（医薬品関連）

○ 福島県立医科大学における医薬品開発支援拠点の整備

県は、福島県原子力災害等復興基金を活用し、検査・診断・治療に係る医薬品の開発支援拠点を整備する福島県立医科大学を支援する。当該拠点については、平成24年度より創薬支援に係る一部の取組を開始している。また、平成28年度までに同大学のふくしま国際医療科学センターでの本格運用を開始する。

当該拠点においては、県内外の医療機関のネットワークを大幅に拡充して、臨床サンプルと臨床情報の集積を進める。また、これらの臨床サンプルを企業が活用しやすいものへ加工・転換するとともに、最新の生物学的解析による情報を、原則としてトレース可能な臨床情報と併せて、企業に提供する。

さらに、これまで築いてきた地元企業を含めた国内の企業（臨床検査企業、診断薬・試薬企業、製薬企業）のネットワークを拡大し、その連携を深めることにより、新規検査薬・診断薬・治療薬の開発を加速し、これを速やかに医療の現場に還元することで県民の健康増進に役立てるとともに、創薬産業の振興を図る。

（放射線医学・最先端診療関連）

○ 福島県立医科大学における放射線医学・最先端診療拠点の整備

県は、福島県原子力災害等復興基金等を活用し、県民健康管理調査と一体的なものとして、放射線医学に関する最先端の研究・診療拠点となるふくしま国際医療科学センターを整備する福島県立医科大学を支援する。

当該拠点においては、県民健康管理調査、放射線と健康に関する疫学調査、最先端医療施設における各疾病の早期診断及び早期治療、最先端医療の提供と研究のために必要な人材の育成等について、国際原子力機関（IAEA）などの国際機関、独立行政法人放射線医学総合研究所等との連携により実施する。

²⁰ 平成24年3月16日認定（認定番号：福島第1号）。厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令第2条第1項の事業。

当該拠点については、平成28年度から全体の運用を開始する。

(5) 事業実施により見込まれる効果

(医療機器関連)

- 各種実証開発事業や拠点の整備による研究開発の支援、安全性評価、法規制への対応等、医療機器の開発から事業化までの一体的な支援により、関連産業の育成が図られ、当分野への新規参入と企業誘致がより促進されることで、新たな事業と雇用の創出が図られ、当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進に寄与する。

(医薬品関連)

- 福島県立医科大学における医薬品の開発支援拠点が整備されることにより、豊富な臨床情報の提供が可能となり、これまで以上に企業と医療の連携が深まるとともに、同大学では、県内外の企業の研究開発部門及び国内外の研究機関並びに医療関連サービス企業について、拠点の周辺地域に積極的に誘致することとしており、関連企業等が本県に集積することが期待される。
- また、県内企業によるがん関連診断キットや検査試薬キット等の開発や県内企業との共同研究による新規診断薬等の開発が見込まれるほか、研究受託サービス企業など新規産業の創出が期待される。

(放射線医学・最先端診療関連)

- 放射線医学に関する最先端の研究・診療拠点の整備により、原発事故に伴う低線量被ばくによる健康不安を抱える県民の安全・安心を確保するとともに、将来にわたり県民の健康を見守ることが可能となる。

3 その他先導的な施策への取組

3-1 福島県環境創造センター（仮称）の整備・運営

（1）現状と課題

- 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散により、県内は広範囲に汚染され、多くの県民がふるさとを離れ、県内はもとより、全国各地でつらい避難生活を余儀なくされているのみならず、県内に残る多くの県民が不安な日常生活を強いられている。
- また、本県の経済と雇用を支える農林水産業、製造業、観光をはじめ、あらゆる産業が風評被害などにより危機的状況に直面し、一部の地域では地域経済の崩壊はもとより地域社会の存続までもが危惧される状況にある。
- 過去にチェルノブイリ原子力発電所事故などの例はあるものの、汚染状況の詳細な把握、放射性物質の動態解明、除染技術の研究、汚染土壌や廃棄物の処理技術等は、現時点において確立されておらず、またこれらの調査研究の情報も世界的に見て十分ではない。
- 本県にとって、放射性物質により汚染された環境を早急に回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境を創造していくことが喫緊の課題となっている。

（2）目標

- 放射性物質により汚染された環境の回復
- 国内外の英知を結集した環境創造
- 環境創造に向けた情報発信と人材育成
- 環境共生・創造の実現

（3）区域

- モニタリング、調査研究、情報収集・発信、教育・研修・交流の四つの機能を担う施設を三春町に、原子力関連施設周辺のモニタリング及び安全監視機能を担う施設を南相馬市に設置する。

（4）取組の内容

○ 福島県環境創造センター（仮称）の整備・運営

県は、福島県原子力災害等復興基金を活用し、除染技術の開発や技術的助言を行うとともに、放射性物質の環境中での動態、生態影響の解明等を推進し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、次の機能を有する福島県環境創造センター（仮称）を整備し、平成27年度中に運営を開始する。

- ア 環境放射能等のモニタリング機能
- イ 環境回復・創造技術の調査・研究機能
- ウ 情報収集・発信機能
- エ 教育・研修・交流機能

○ 国際原子力機関（IAEA）との協力プロジェクトの実施

平成24年12月に福島県とIAEAとの間で締結した「東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた福島県と国際原子力機関との間の協力に関する覚書」に基づき、福島県環境創造センター（仮称）では、放射線モニタリング及び除染の分野においてIAEAとの協力プロジェクトを進めるとともに、緊急時対応の分野に

おける協力を行う。

(5) 事業実施により見込まれる効果

- 放射性物質による汚染状況の詳細な把握、放射性物質の動態解明、除染技術の研究、汚染土壌や廃棄物の処理技術等は、現時点において確立されておらず、またこれらの調査研究の情報も世界的に見て十分ではないことから、これらの研究拠点として整備する福島県環境創造センター（仮称）の設置・運営により、これらの課題の解決・克服につながる。
- また、各種除染技術等の研究が進むことにより、これらの技術移転がなされ、間接的な効果として、新たな産業が創出することも期待される。

3-2 農林水産業の再生に向けた取組と「浜地域農業再生研究センター（仮称）」の整備・運営等

(1) 現状と課題

- 東京電力福島第一原子力発電所事故で飛散した放射性物質により、本県の農用地、森林、水域等は広範囲に汚染され、作付・出荷制限や風評被害など、甚大な被害を被っている。
- 警戒区域等の避難指示がなされた区域においては、一部で区域見直し等により住民の帰還が始まっているものの、放射性物質の影響に対する不安から、営農等の再開は進んでいない。
- 営農等の再開に当たっては、放射性物質の生産環境や作物に及ぼす影響等を的確に把握するとともに、除去・低減、吸収抑制対策の効果を現場において実証し手法を確立することで、農業者等の営農等再開に対する不安を払拭する必要がある。
- また、これらの地域においては、担い手の減少（他地域への流出）など、生産構造が大きく変化していることから、先端技術の導入などの新たな生産方式の確立やバイオマスのエネルギー利用など新たな経営モデルの構築が求められている。
- このため、営農再開・農業再生へ向けた研究開発を行うとともに、林業や水産業については、森林整備と放射性物質の除去・低減対策の一体的な実施や森林除染、施設の復旧と並行して、再生に向けた調査研究等を行う必要がある。

(2) 目標

- 放射性物質の農用地、森林、水域等の生産環境からの除去・低減技術、農作物等への吸収抑制技術の実証・確立による農業者等の不安の払拭と営農等の再開
- 先端技術の導入などの新たな生産方式の確立やバイオマスのエネルギー利用など新たな経営モデルの構築等による農林水産業の再生

(3) 区域

- 上記「(1) 現状と課題」に記載した避難地域における営農の再開、農業の再生に向けた取組の状況等を最大限考慮しつつ、適切な区域において既存試験研究機関との連携の下、効果的に事業を推進する。

(4) 取組の内容

- 福島県浜地域農業再生研究センター（仮称）の整備・運営等
県は、避難地域等の営農再開・農業の再生を図るため、次の機能を有する福島

県浜地域農業再生研究センター（仮称）を平成27年度上期までに整備し、平成27年度下期から運営を開始する。当該センターは以下のイの機能を主として担うものとし、ア、ウ及びエの機能は県の有する関係施設を活用して行うものとする。

なお、施設整備・供用開始までの間は、福島市に設置されている独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センター福島研究拠点農業放射線研究センターに県が参画することで、福島県浜地域農業再生研究センター（仮称）の機能の一部を担う。

ア 環境放射能等のモニタリング機能

イ 環境回復・創造技術の調査・研究機能

- ・ 営農再開・食料生産までの間の効率的な農地保全の研究
除染後の効果的な地力回復方法や地域に適する資源作物の選定と栽培方法の研究・実証を行う。
- ・ 安全・安心な食料供給のための研究
吸収抑制技術や放射性物質の吸収しやすい作物から、吸収しにくい作物への転換に関する研究・実証を行う。

ウ 情報収集・発信機能

エ 教育・研修・交流機能

（5）事業実施より見込まれる効果

- 県の産業別就業者数における農林水産業への従事者数は71,428人で、就業者全体の7.6%²¹を占めており、農林水産業の再生は県の雇用環境にとって大きな影響を及ぼす。
- 放射性物質による汚染状況の詳細な把握、放射性物質の動態解明、作物の吸収抑制技術等は、現時点において確立されておらず、またこれらの調査研究の情報も世界的に見て十分ではないことから、これらの研究拠点として整備する福島県浜地域農業再生研究センター（仮称）の設置・運営により、これらの課題に対応する。
- また、各種研究が進むことにより、これらの技術移転がなされ、間接的な効果として新たな産業が創出することも期待される。

3-3 世界最先端の情報通信技術研究の推進及び産学官共同の取組

（1）現状と課題

- 産業創出等の施策を円滑に推進していくためには、情報通信技術の活用が不可欠である。本県では会津大学等との産学官連携により、研究環境の整備、人材育成を通じて産業集積の促進を図っているところ。
- 同大学では、新産業の創出を図るため、「先端ICT²²研究」「ICT人材育成」「産学連携」「国際性」という大学の特徴を生かした復興関連事業を県内外の大手ICT関連企業や会津大学発ベンチャー企業等と連携しながら積極的に推進している。
- また、会津地域はもとより県内へのICT関連企業の集積を促し、雇用拡大を実

²¹ 平成22年国勢調査産業等基本集計結果の概要【福島県】（平成24年3月28日）

²² ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。IT（Information Technology：情報技術）とほぼ同じ意味を持っているが、ITの「情報」に「コミュニケーション」性を加えた表現。

現するため、平成24年1月に「会津大学復興支援センター」（以下「復興支援センター」という。）構想を発表し、平成25年3月に学内組織として正式に設置した。

- この間、同大学では ICT 関連企業との連携協力基本協定を締結し、情報通信技術に係る研究を推進している。
- 震災以降、会津地域においても、基幹的産業である観光関連産業を始め、多くの産業に著しい風評被害が及んでいる一方で、ICT 関連産業は堅調に推移しており、情報通信技術の活用により他の産業への好影響も期待できることから、福島県における産業振興の起爆剤として、当該地域を中心に ICT 関連企業の立地を促進することが課題となっている。

（2）目標

- ICT を活用した新産業の創出
- ICT 関連企業の集積、雇用拡大
- 復興支援を目的とする先端 ICT 研究及び知見の提供

（3）区域

- 上記「（1）現状と課題」に記載した ICT 関連産業や会津大学の取組の状況等を最大限考慮しつつ、適切な区域において、効果的に事業を推進する。

（4）取組の内容

- **会津大学における復興支援センターの設置・運営**
会津大学は、学内に復興支援センターを設置し、県内外の大手 ICT 関連企業や会津大学発ベンチャー企業、行政機関等との連携体制を構築しながら、ICT を活用した復興支援施策の有機的な展開を図る。
- **「会津産学コンソーシアム（仮称）」の設置**
会津大学では、復興支援センターの効率的・効果的な事業運営を図るため、会津大学のほか、県、会津若松市、連携協力基本協定締結企業、会津大学発ベンチャー企業、会津 SLF 協議会会員企業、その他協力企業や国内外の研究機関で構成する「会津産学コンソーシアム（仮称）」を設置する。
- **会津大学における復興に係る研究・開発・実証の実施**
会津大学では、国の支援を受けながら、東北・被災地区の復興支援に供する社会インフラ等の点検調査・診断評価を目的とした産学コンソーシアムの中で、地域、研究者、行政が連携して相互に活用できる「共創型クラウド」の開発・実証を先行的に行うとともに、スマートグリッド²³のためのセキュア情報基盤の研究開発及びビッグデータ解析モデルの研究開発を行う。
また、国の事業を活用し、協定締結企業等との連携により、エネルギーマネジメントシステム²⁴に関する要素技術研究や、M2M²⁵ネットワーク基盤の構築、ス

²³ スマートグリッド：ICT（情報通信技術）を活用し、電力の流れを需要側・供給側の両方から制御し、最適化できる次世代の送電網。

²⁴ エネルギーマネジメントシステム：エネルギー方針及びエネルギー目的を確立する、相互に関連した、又は相互に作用する要素の集合、並びにそれらの目的を達成するためのプロセス及び手順。略して、EnMS（Energy Management System）と呼ばれることもある。

スマートスーパーマーケット実証実験²⁶などを行う。

さらに、会津大学の持つポテンシャルを生かしながら、県民健康管理調査等に対する ICT の観点からの支援や実践的な ICT 人材の育成に取り組むとともに、先端 ICT の研究による新たな産業の創出や教育・研究活動等を通じて本県の復興支援に取り組む。

○ 情報通信関連産業やデータセンター等の集積

県は市町村等と連携しながら、地域の人的資源や研究・技術力を生かし、情報通信関連産業の研究機能やデータセンター等の企業誘致を推進し、関連産業の集積を図る。

(5) 事業実施により見込まれる効果

- 復興に関する様々な場面で先端 ICT の利活用が進むとともに、ビッグデータアナリティクス²⁷等の活用など ICT を活用した新産業の創出が期待される。
- 産学が連携した先端 ICT 研究と人材育成事業の有機的な展開による ICT 関連企業が集積されるとともに、雇用の拡大が期待される。
- 会津地域に、国際競争力のある ICT 産業の拠点が形成される。

²⁵ M2M : Machine to Machine の略。コンピューターネットワークに繋がれた機械同士が、人間を介在せずに、相互に通信し、様々な制御を自動的に行う仕組み。

²⁶ スマートスーパーマーケット実証研究：災害時における地域の防災拠点を想定し太陽光発電設備等を整備するスーパーマーケットにおいて、ICT を活用したエネルギーの「見える化」により、当該施設のエネルギーの最適化を図るとともに、同技術を用いて、顧客行動等のデータの管理・分析を行い経営の効率化を図るなど実証研究を行うもの。

²⁷ ビッグデータアナリティクス：多量性、多種性、リアルタイム性等の特性を持つデータ（ビッグデータ）を、複合的に処理・分析し、企業経営の的確で迅速な意思決定につなげるための仕組み。

第三章 重点推進計画の迅速かつ確実な実施を確保等するための措置等

重点推進計画の迅速かつ確実な実施を確保又は促進するため、国では各種の施策に取り組むこととしており、本県としては、これらを活用しながら、重点推進計画を推進していく。

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の工場用地の無償譲渡

(1) 概要

- 県の復興及び再生を促進する観点から、独立行政法人中小企業基盤整備機構が管理する次の工場用地を活用し、再生可能エネルギーや医療機器に関連する産業等の立地を進めるため、県又は相馬市は、以下の工業団地の未分譲工場用地を本計画認定後速やかに無償で譲り受ける。

ア いわき四倉中核工業団地（いわき市四倉町字栗木作ほか）

総面積 127.5 ha 譲渡対象面積 41.9²⁸ha

（うち独立行政法人中小企業基盤整備機構持分は2/3）

※ 譲渡先は福島県とする。

イ 相馬中核工業団地

- ・東地区（相馬市光陽、新地町）

総面積 498.6 ha 譲渡対象面積 9.4 ha

- ・西地区（相馬市大野台）

総面積 133.9 ha 譲渡対象面積 21.1 ha

※ 譲渡先は相馬市とする。

(2) 当該措置により見込まれる効果

- 工場用地については、競争力のある価格での分譲が可能となり、再生可能エネルギーや医療機器などに関連する新たな産業の立地を促進することができる。
- 警戒区域等内にあつて、県外への一時移転、休止を余儀なくされていた企業が立地し、県内で操業を再開することが可能となる。また、このことにより、従業員の県内への帰還や雇用維持が期待できる。

2 企業の立地の促進等のための施策

2-1 ふくしま産業復興投資促進特区及び企業立地補助金の活用による企業誘致の推進

(1) 概要

- 本県では、新たな産業の創出のため、再生可能エネルギーや医療機器などに関連する産業の開発拠点整備等を実施し、福島から日本の産業構造を変えるモデルとなるような、未来志向の抜本的な復興及び再生を目標としているものの、公的機関による拠点整備等のみでは既存産業への波及効果、さらには新たな企業の集積には限界がある。
- 県は、ふくしま産業復興投資促進特区による優遇税制²⁹等をインセンティブ³⁰として、次世代産業を担う分野、国際競争力の強化に寄与する分野及びその他先導的な役割を果たす分野等の企業の立地促進を図ることにより、産業の集積、地域

²⁸ 譲渡対象面積は平成25年3月1日現在の未分譲工場用地面積を表記。

²⁹ 平成24年4月20日認定（認定番号：福島県第2号）。福島県及び県内59市町村から申請された税制上の特例措置を講じる復興推進計画。

³⁰ インセンティブ：人の意欲を引き出すために外部から与える刺激。誘引。

経済の活性化を目指す。

- 原子力災害により甚大な被害を受けた警戒区域等であって避難指定が解除された地域をはじめとする本県の産業復興を加速するため、県は、国が平成25年度に創設する「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」を活用し企業の立地促進を図ることにより、産業の集積、地域経済の活性化を目指す。

(2) 当該措置により見込まれる効果

- 復興に資する企業の集積や地域ブランドの確立、世界シェアの拡大、さらには技術革新のスピードアップなど民間企業の活力を最大限に生かした産業構造を確立し県内産業の発展に寄与する。

2-2 工業団地等整備支援事業

(1) 概要

- 東日本大震災及び原子力発電所事故に伴い、産業基盤が失われている中、本県の復興及び再生のためには、再生可能エネルギー関連産業、医療機器関連産業を始めとする多くの企業の誘致や立地を図る必要がある。
- しかしながら、工業団地が警戒区域内にあることや仮設住宅等に供用していることにより、多くの工業団地がその機能を喪失している。
 - ア 警戒区域の工業団地
1市5町 12団地 工場用地面積175.9ha
 - イ 震災の影響で分譲不可能な工場用地面積（仮設住宅・工場用地、瓦礫置き場等）
58.8ha
- このため、県及び市町村等による早急な工業団地の整備を促進する必要があることから、平成28年度までの間、県は、国の「地域経済産業復興立地推進事業費補助金」により造成した基金を活用し、市町村等が行う工業団地造成に係る借入金等の利子に対し補助する。

(2) 当該措置により見込まれる効果

- 支援を受けて造成した工業団地については、造成コストの低減が可能となり、再生可能エネルギーや医療機器などに関連する新たな産業の立地を促進することができる。
- 警戒区域等内にあつて、県外への一時移転、休止を余儀なくされていた企業が立地し、県内で操業を再開することが可能となる。また、このことにより、従業員の県内への帰還や雇用維持が期待できる。

2-3 産業人材の育成

(1) 概要

- テクノアカデミー会津において、太陽光発電設備施工技術に係る人材育成を実施する等、産業界等のニーズを踏まえ、訓練科目やカリキュラム等の内容について見直しを行い、時代に即応した教育訓練を実施する。
- また、県は、人材育成という共通の課題について地域企業が絆を深め、地域が自ら主体的に人材育成を実施する仕組みづくりを支援するとともに、大学、高等専門学校、専修学校、企業等と連携しながら、人材育成を実施する。

(2) 当該措置により見込まれる効果

- 社会経済や産業構造等の変化に対応できる実践的な技術者及び県内の企業を支える高度な技術・技能を有する産業人材が育成される。

2-4 ソーシャルビジネス³¹の創出促進

(1) 概要

- 東日本大震災の被災地では未だに多くの社会的課題を抱えていることから、国では、被災地の自立化を後押しするために、企業等のヒト・モノ・カネの資源を活用したソーシャルビジネス事業者の基盤強化、先進的に活動する事業者による新たなソーシャルビジネス事業者へのノウハウの提供、復興に資するソーシャルビジネスの創出に対して支援することとしていることから、県は、本制度の県内への周知を進め、ソーシャルビジネスの創出を促進する。

(2) 当該措置により見込まれる効果

- ソーシャルビジネスの創出及び振興により、社会的課題を解決するビジネスモデルが確立されることで、本県の早急な復興に貢献するとともに、将来的には、同じような課題を抱える日本全国への波及効果が期待される。

³¹ ソーシャルビジネス：ビジネスの手法を活用し、事業性を確保しながら、社会的課題を解決しようという活動。

【添付資料】

関係市町村長の意見の概要

1 意見聴取の対象

福島復興再生特別措置法第 58 条第 3 項に基づき、重点推進計画の作成に当たって、関係する市町村長として県内全 59 市町村長から意見を聴取した。

2 意見の概要

(1) 計画全般に関すること

- 計画実現のための財源を十分に確保するとともに、情勢変化に対応した計画の柔軟な見直しを担保するため、国・県・市町村との連携を更に強化する体制を整備すること。
- 拠点の整備に当たっては、市町村の意向を十分に確認した上で、適地を選定すること。
- 本県が全国第 3 位の広大な面積を有することから、各拠点における取組の成果を県全域に波及させ一日も早く復興を実現するため、当該拠点の支所機能についても適時・適切に整備すること。
- 原子力災害からの本県産業の復興及び再生の推進が加速するよう、本計画に記載の取組を着実に実行すること。

(2) 再生可能エネルギー源の利用に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組に関すること

- 小名浜港東港地区等について、岸壁・荷役機械及び野積場の一体的な耐震強化を行うこと。また、浮体式洋上風力発電実証研究事業の拠点港、さらには東日本におけるエネルギー産業の拠点港としての役割を果たすため、機能拡大を含めた整備を促進すること。

(3) 医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組に関すること

- 福島県立医科大学会津医療センターにおいて、漢方内科、漢方医学センター、漢方医学研究所の設置が予定されており、漢方原料の生産促進とその支援が望まれることから、漢方原料の生産促進に関する取組を実施すること。
- 県民健康管理調査をはじめ、基礎検診データ、投薬記録、血液検査記録等の情報を標準的な仕様で電子データ化（ビッグデータ）し、医療・福祉機関や調剤薬局が共有でき、さらに県民が自分の健康に関するデータを活用できるオープンな情報基盤を構築するため、EHR（Electronic Health Record）データ共有に向けた基盤構築とこれらを活用した県民健康サポート体制の強化、新たな産業の創出を推進すること。

(4) 企業の立地の促進等のための施策に関すること

- 企業立地補助金の制度設計に当たって、施行期日等により企業に対して不公平にならないようにすること。
- 整備が進められている東北中央自動車道や東北自動車道といった広域交流基盤を活用して、商業・物流集積等を図ること。

3 計画への反映

上記 2 に記載の意見については、その趣旨を踏まえ、本計画への追記又は取組を実施する際の配慮を行う。

また、今後、本計画を見直す際にも、市町村長の意見を聴取する。